

# アメリカにおける奴隸制廢止運動 の歴史的前提

—南部の奴隸制プランテイション制度—

## 本田 創造

- I 問題の提起と限定
- II 植民地における奴隸制プランテイション制度

- III 獨立革命と奴隸制度
- IV 新たなる發展—南部の棉花王國とその矛盾

### I 問題の提起と限定

當面の問題は、アメリカにおける第2の民主主義革命——いわゆる南北戦争<sup>1)</sup>の研究の一環として、アメリカ史上 ante-bellum とよばれる時期の奴隸制度廢止運動の歴史的意義を考察することである。

ここで、わたくしが、奴隸制廢止運動とよんだところのものは、ただ單に、奴隸制に反対するという運動一般としての anti-slavery movement. ではなくて、ひとつの明確に規定された歴史的カテゴリーである。すなわち、1830年代のはじまりとともに、この國に澎湃としてわきおこってきた Jackson の時代の民主主義運動 Jacksonian Democracy の一側面として、奴隸制の即時・無條件的な廢止 immediate and unconditional abolition を戦闘的に唱道した少數の限られたひとびとによって開始されながら、やがて南北戦争前夜の 1850 年代には、歴史的事態の進展とも相俟って、一大國民運動にまで發展した奴隸制打破の改革運動、すなわち abolitionist (abolition) movement のことである。この運動の中核的な擔い手が abolitionists, そしてかれらが依據したイデオロギー（ないしはイデオロギー的立場）が abolitionism

とよばれる。

アメリカにおける反奴隸的氣運は、この國に最初の黒人奴隸がつれてこられたときから始まる<sup>2)</sup>。その意味では、極言すれば、アメリカの奴隸制反対運動は、アメリカの奴隸の起源とともに古いともいえるのであるが、しかしそれがひとつのはっきりとした運動ないしはイデオロギーとして把握されるためには、なによりもまず、社會=經濟制度つまりウクラードとしての奴隸制度の成立とその發展が前提となる。アメリカ資本主義の驚異的な發展を條件づけた基礎的要因として、この國の豊かな自然的資源や廣大な自由地の存在や資本主義の先行體制としての封建制の缺如などがよくあげられるが、とくに最後の點に關して、このことは、そのままこの國の資本主義がはじめから、「なにものにも妨げられることなく自由に發展することができ、ただそれを妨げたものは、先進資本主義國イギリスの安い商品の競争のみであった<sup>3)</sup>」というようなことを意味するものではない。事實、

1) Concord-Lexington のたたかいからパリ條約の締結にいたる（1775～83年）植民地アメリカの本國イギリスにたいする獨立戦争または獨立革命を *First American Revolution* とよぶのに對比して、南軍の Sumter 要塞砲撃から Lee 將軍の Apomatox 降伏におわる（1861～65年）アメリカの内戦または南北戦争を *Second American Revolution* という。

2) この國最初の黒人奴隸は、Virginia の植民地がひらかれる 1世紀近くもまえの 1526 年に、Lucas Vasquez de Ayllon というスペイン人が South Carolina の PeeDee 河口につれてきたといわれる。そこに植民地をつくろうとしたかれの意圖は、自分がつれてきた奴隸たちの叛亂によって挫折した。白人たちはかれらを残して、船で逃げ去った。（Foster, W. Z., *The Negro People in American History*, p. 35）このときの植民計畫の失敗の主な原因が、直接的には自らの奴隸化に反対し抵抗してたたかった黒人奴隸の叛亂であったことは、きわめて示唆に富んでいる。

3) 神野・宇治田、『アメリカ資本主義の生成と發展』の中の宮川實教授のまえがき、同書 3 頁。

アメリカ資本主義が本格的な發展を開始できたのは、イギリスで、すでに産業革命がおわりをつけた19世紀の後半になってからのことであって、このときまでにアメリカは血みどろなふたつの歴史の試練 ordeal——民主主義革命を経なければならなかつたのである。その第2の革命は Civil War とよばれるとおり、すぐれて國內的な矛盾の頂點であり爆發であったが、イギリスからの獨立戦争とよばれる第1の革命においても、1世紀後に第2の革命あるかを豫見するかのように、すでにそのときその内的矛盾はあらわれていた。アメリカの奴隸制度がそのまま封建制度とシノニムでないことはいうまでもないことながら、だからといってこの國の資本主義がそれを阻止するなんらの古い制度とのたたかいなしに手放しに發達できたというのは、いいすぎというよりは間違いである。じっさい、アメリカの近代市民社會の確立は、奴隸制度というこの國の前資本制度とのたたかいをとおして、さきにのべた2つの「革命」を経て、はじめて可能になったのである。

アメリカの奴隸制反対運動が、量的にも質的にも、この國の奴隸制度の成立と發展と軌を一にしてきたということは、歴史の發展そのものがその内的矛盾——階級闘争を契機としておこなわれるかぎり、きわめて當然のことといえる。だが、事實がはっきりと示しているように、植民地アメリカにおいては、奴隸制反対運動はおこっても、それが abolitionist movement というような明確なかたちをとって展開されることとなかった。從來のあいまいな奴隸制反対運動のなかから、その微温性と妥協性とを克服して、はっきりとしたひとつの立場——gradualism にたいして immediatism——を堅持する戦闘的で非妥協的な奴隸制廃止運動がおこってきたのは、何故なのか？ また、どのような歴史的諸條件が、それを可能にしたのか？ これらのこととに焦点をあわせて、以下、具體的に問題を検討してみたい。

冒頭において、わたくしは、當面の問題をきわめて簡単に abolitionist movement の歴史的意義を考察することといたが、そのためには當然のことながら、いまのべた問題の考察範囲からさら

にたち入って abolitionism そのものの内容を具體的に展開し検討するとともに、それが南北戦争にたいしてもついデオロギー的性格や役割をも評價しなければならない<sup>4)</sup>。だが、これらの仕事は別の機會を俟つことにして、本稿では、さしあたり問題を abolitionist movement の歴史的前提の検討にのみ限定する。しかし、この場合も、アプローチとしては、北部における資本主義的發達や北西部の飛躍的な發展などのことはこれまた視角の外におき、南部における奴隸制プランテーション制度を主たる視點として考察をすすめる。

## II 植民地における奴隸制 プランテーション制度

1619年8月、植民後まもない Jamestown に<sup>5)</sup>、イギリス軍艦をともなった一隻のオランダ船がやってきて、20人のアフリカ黒人を奴隸つまり植民地労働力として荷揚げした。このとき以後、植民地——主として南部<sup>6)</sup>において、黒人奴隸は漸次

4) それをするに際して、わたくしは、3人の abolitionists——William Lloyd Garrison (1805~79) と Frederick Douglass (1817~95) と John Brown (1800~59) をとりあげて、かれらのそれぞれの abolitionism を通して全體を眺めてみては、と考えている。

5) 1806年に James 一世より勅許状 charter をえた London Company が Jamestown に植民地をひらいたのは、その翌年の 1807 年であった。これはいうまでもなく Virginia のはじまりである。

6) アメリカ史における南部——South はその他の section と同様、この國の領土的膨脹や開拓線 frontier の西漸とともに擴大する。その分類のしかたは必ずしも一様ではないが、いわゆる Maison Dixon Line 以南といってよいだろう。この線はそれがはじめて確定された 1763~7 年頃の北緯 39°43' の Pennsylvania と Maryland, Delaware の境界區域から次第に西南方にのびて Ohio 河から Missouri と Arkansas の境界地方にまで達した。この擴大され以前の Maison Dixon Line 以南の南部すなわち植民 13 州にふくまれていた南部をとくに舊南部 Old South とよぶことがある。またそのようなよびかたと併行して、北部と南部の境界地域に屬する諸州を境界諸州 Border States、またのちに本文中でのべるが新たに擴大された南部のなかで Mississippi, Alabama, Arkansas などの諸州を中心とする棉花生産地域を低南部 Lower South (Old South のうち South Carolina, Georgia なども加えることがある) とよぶ。さらにこれらの地方を文學的に表現して奥南部 Deep South といふこともある。

増加し、植民地アメリカの奴隸制度もまた徐々に発達した。

L. C. Gray は、乏しい當時の諸資料により、1649年からこの國最初のセンサスがおこなわれた

1790年までの、南部5州の州別總人口と黒人奴隸數とを推定して、次のような表を作成したが（第1表）<sup>7)</sup>、植民地全體においても奴隸數は次第に増加し、Bancroft の推定によれば、1714年の5萬

第1表 南部5州における各州の總人口と奴隸數の推定（1649年～1790年）

	Virginia		Maryland		North Carolina		South Carolina		Georgia	
	總人口	黒人奴隸	總人口	黒人奴隸	總人口	黒人奴隸	總人口	黒人奴隸	總人口	黒人奴隸
1649	15,300	300	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1660	39,000	.....	8,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1667	.....	.....	8,180	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1670	40,000	2,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1672	.....	.....	.....	.....	.....	.....	396	.....	.....	.....
1677	.....	.....	.....	.....	4,000	.....	.....	.....	.....	.....
1680	.....	.....	.....	.....	.....	.....	1,200	.....	.....	.....
1682	.....	.....	.....	.....	.....	.....	2,500	.....	.....	.....
1688	50,000	.....	25,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1701	.....	.....	32,258	.....	5,000	.....	7,000	.....	.....	.....
1704	.....	.....	35,012	4,475	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1708	30,000	12,000	.....	.....	.....	.....	9,580	4,100	.....	.....
1710	.....	.....	42,741	7,935	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1711	.....	.....	.....	.....	7,000	.....	.....	.....	.....	.....
1712	.....	.....	46,073	8,330	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1714	.....	.....	.....	.....	.....	.....	16,300	10,000	.....	.....
1715	95,000	23,000	50,200	9,500	11,200	3,700	16,750	10,500	.....	.....
1719	.....	.....	80,000	25,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1720	.....	.....	.....	.....	.....	.....	20,828	11,828	.....	.....
1724	.....	.....	.....	.....	.....	.....	46,000	32,000	.....	.....
1732	.....	.....	.....	.....	36,000	6,000	.....	.....	.....	.....
1734	.....	.....	.....	.....	.....	.....	29,333	22,000	.....	.....
1748	.....	.....	130,000	36,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1749	.....	.....	.....	.....	.....	.....	64,000	39,000	.....	.....
1751	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	2,100	400
1753	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	3,447	1,066
1754	284,000	116,000	148,000	44,000	90,000	20,000	80,000	40,000	7,000	2,000
1755	.....	.....	153,505	43,495	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1756	293,472	120,156	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1760	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	9,578	3,578
1761	.....	.....	164,007	49,675	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1763	.....	.....	.....	.....	.....	.....	105,000	70,000	.....	.....
1764	.....	.....	.....	.....	135,000	.....	.....	.....	.....	.....
1766	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	18,000	8,000
1770	447,008	187,606	.....	.....	.....	.....	120,178	75,178	.....	.....
1773	.....	.....	.....	.....	.....	.....	175,000	110,000	33,000	15,000
1774	.....	.....	.....	.....	260,000	.....	.....	.....	.....	.....
1775	550,000	.....	200,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1776	.....	165,000	.....	80,000	.....	75,000	.....	110,000	50,000	16,000
1782	567,614	270,762	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1783	.....	.....	254,000	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1790	747,610	292,627	319,728	103,036	293,751	100,572	249,073	107,094	82,548	29,264

Gray, L. C., *History of Agriculture in Southern United States to 1860* Vol. 2, P. 1025

9千人、1727年の7万8千人、1754年の26万3

ここで南部といったのは、もちろん舊南部のことである。

7) Gray, L. C., *History of Agriculture in the Southern United States to 1860*, Vol. 2, p. 1025.

千人と増加し<sup>8)</sup>、1776年の革命當時には總人口およそ350萬人の14%の50萬人が、そして1790年の第1回センサスでは總人口392萬9千人の17%

8) Faulkner, H. U., *American Economic History*, p. 73.

の69萬4千人が奴隸（自由黒人を含めた黒人総人口75萬7千人の91%）であった<sup>9)</sup>。しかも、この69萬4千人の93%の65萬1千人が南部諸州によって占められた。

だが、ここに掲げた Gray の表（第1表）からもわかるように、17世紀における黒人奴隸の増加には、さしてみるべきほどのものはなかった。

17世紀のはじまりとともに、継続的に開始されたイギリス人の植民において、植民者たちが最初にぶつかった、しかもなんとしてもかれらが解決しなければならなかつた大きな問題は、一言でいえば、土地と作物と労働力の問題であった。

土地問題の解決は、基本的には、原住民インディアンからの土地没収というかたちでおこなわれた。land-grabbing は、その後のアメリカの領土的膨張の多彩な歴史をかたちづくる。作物の問題は、舊世界で十分な市場を獲保できる、したがってヨーロッパ市場で（とくに本國イギリスと）競争しなくてすむ新しい特別の輸出用商品作物 non-competitive staples for export をみつけだすことであった。イギリスと比較的氣候條件が類似していた北部・中部の植民地では、この問題はどうにもならなかつた。問題の解決は南部でなされた。すなわち Virginia や Maryland の煙草（この土着インディアンの生産物が John Rolfe によって最初に Jamestown で栽培されたのは 1612 年のことである）、Carolinas や Georgia の米（1694 年に Madagascar から移入された）、そして監などの栽培による。これらの商品作物なかんずく煙草を基礎にして、アメリカ南部の最初のプランテーション制度は發達した。棉や砂糖が決定的に重要な役割をはたすようになるのは、1776 年の革命後になってからのことである。

労働力の問題は、必然的に、南部ではこのプランテーション制度と不可分に結びついて提起された。植民者たちが最初に目をつけたのは、原住民インディアンである。じっさい、17世紀から18世紀にかけて、インディアン奴隸は、ただに南部ばかりではなく、全植民地を通じてみうけられた。

9) Morrison and Commager, *The Growth of the American Republic*, Vol. 1, p. 244.

たとえば、South

Carolina では、

1708年の總人口と

そのうちわけは次

の通り（第2表）<sup>10)</sup>、

總人口 9,580 人の

うち 1,400 人がイ

ンディアン奴隸で

あった。

第2表

自由人	白人（男）	1,330
	〃（女）	900
	〃（子供）	1,700
奴隸	白人*	120
	黒人	4,100
	インディアン	1,400
計		9,580

Wallace, D. D., *South Carolina—A Short History*, 1520~1948, p. 147.

\* 白人奴隸とは white servants すなわち indentured servants のことである。

だがインディア  
ンの奴隸化は、かれら自身がまだ未開の氏族社會の段階にある狩獵民で農耕には餘り適していなかつたこと、また頑強な諸種族の抵抗やすでに奴隸化されたものへの逃亡援助などのため、きわめて困難であった。このような事情のもとで、イギリスの植民者たちが次に目をつけたのは、本源的蓄積期の本國の過剰人口である。このなかには、その刑期がだいたい 7 年であったところから “His Majesty's Seven Years Passengers” とよばれた犯罪者や宗教的・政治的異端者、また略奪や誘拐によるもの<sup>11)</sup>もかなりあったが、なんといっても大多數をなしたのは、いわゆる年期契約奴隸 indentured servants である。かれらは 1547 年の浮浪者取締法 Vagrancy Law や 1562 年の徒弟法 Statute of Apprentice などの經濟外的強制によって、自ら望むと否とにかかわらず、かれらのうえでは一定の契約によって新大陸に送られた徒弟であったが、少くとも年期中はあらゆる點で奴隸と等しい状態におかれた。植民地時代を通じて 25 萬ないし 30 萬人の indentured servants がこの國に送られたといわれる。かくて 17 世紀においては、南部のプランテーション農業が依存した主たる労働は黒人奴隸ではなくて、この白人の年期奴隸であった。そのことは、たとえば Vir-

10) Wallace, D. D., *South Carolina—A short History*, 1520—1948, p. 147.

11) Beard C. & M., *The Rise of American Civilization* Vol. 1 pp. 44—45. には次のように記述されている。「數千人のひとびとが、ただわけもなくイギリスの諸都市の路上で殴り倒され殘忍な紐でひきずられていったが、これはあの惡名高い取引の正規の仕事だった。」

ginia では、1625 年の総人口 1,200 人の 40 % すなわち 474 人が白人年期奴隸であり、同じく 1670 年の総人口 40,000 人のうち 6,000 人が白人奴隸で、これはそのときの黒人奴隸 2,000 人の 3 倍であったという事實からもうかがうことができる。Gray はいっている。「Virginia では、1683 年までに白人年期奴隸はおよそ 2 倍増加したのに、黒人奴隸は約 3 分の 2 増加したにすぎない<sup>12)</sup>——」と。

だが、Virginia や Maryland における煙草生産の急激な發展や白人年期奴隸の大規模な抵抗化や本國イギリスならびに植民地のニューイングランドの商業資本の黒人奴隸貿易への進出<sup>13)</sup>などは、この間の事情を一變させた。世紀のかわりめとともに、アメリカ南部のプランテーション制度はそれが依存した主たる労働力を白人の年期奴隸からアフリカの黒人奴隸へと轉換した。Faulkner はいっている。「17 世紀を通じて、北部においても南部同様に、servants はたいてい indentured servants であった。というのは、はじめのうち黒人奴隸は一般的でなく奴隸制度は徐々に成長していったからである。……しかし 17 世紀のおわりから 18 世紀のはじめにかけて、この indentured servants の數は減少して革命の頃までにはその

12) Gray, *op. cit.*, Vol. 1, p. 348,

13) 名譽革命の遂行とともにオランダから海上権を奪取したイギリスは、強力な Royal African Company により、きわめて有利なアフリカ黒人奴隸貿易にのりだした。そこからえられた膨大な額の貨幣はマルクスのいうようにイギリス商業資本の本源的蓄積に重要な役割を果した。アメリカでは、とくに 1698 年にイギリスが Royal African Company の獨占を廢止して以来、ニューイングランドの大商人が華々しくこれに参加した。アメリカ最初の奴隸船は Massachusetts 州 Salem の *Desire* であった。やがて Rhode Island は植民地における奴隸貿易の中心地になった。Phillips は「ニューポートの町の歴史は、規模こそ小さかったが、じつにリヴァプールのそれの複製であった」(Phillips, U. B., *American Negro Slavery*, p. 33) といっている。

この奴隸貿易は當時の植民地のいわゆる三角貿易 triangular trade のひとつで New England—(ラム酒)→Africa—(奴隸)→West Indies—(ラム酒をつくるための糖蜜)→New England というコースをたどったが、Africa—(奴隸)→West Indies が中央航路 “Middle passage” とよばれているところのものである。

移入はじっさいになくなってしまったのである<sup>14)</sup>。」はじめの頃、自由人 1 にたいして白人年期奴隸 6 という高率を維持して、南部のなかでもとくにその割合が大きかった Maryland でも、1658 年には 1000 人以上の servants を輸入していたのに、1696 年には 625 人、97 年 353 人、98 年 703 人と次第にその輸入を減少し、1710 年には総人口 42,741 人のうち黒人奴隸 7,935 人（総人口の 19 %）にたいして白人奴隸は 3,003 人（総人口の 7 %）にすぎなかった<sup>15)</sup>。

アフリカ黒人の奴隸制度への適合性 adaptability については、かれらが熱帶および亞熱帶の氣候のもとでの労働に適していること、インディアンとちがってすでに農業がかなり發達した地方に住んでいること、法律上のなんらの諸權利もあたえなくてもすむこと、手に入れようとおもえばアフリカに行けばいくらでも容易にえられることなどがよくあげられるが、もっとも重要なことは、かれらが「完全に母國から隔離されて、反抗にきわめて困難な條件のもとにおかれていた<sup>16)</sup>」ため、労働力として條件的にかなりの安定性をもつていると考えられたからである。Dunbar はアフリカから、輸出された全黒人數を 16 世紀 90 萬人、17 世紀 275 萬人、18 世紀 700 萬人、19 世紀 400 萬人と見積っているが<sup>17)</sup>、じっさいこの時代にどれだけのアフリカ黒人がイギリス植民地にもたらされたかは人々によってかなりのひらきがあるもの。たとえば Bancroft は 1740 年以前には 13 萬人、それ以後革命の頃までに 30 萬人と推定している<sup>18)</sup>。そしてこの奴隸貿易からあがる利潤は 100 % 或はそれ以上といわれたが、この植民地奴隸貿易のなかに、すでにわれわれは、南部奴隸所有者と北部大商人との共通の利害關係——南北支配階級の同盟の經濟的基礎をよみとることができること。

かくて 18 世紀のはじまりとともに、アメリカ

14) Faulkner, *op. cit.*, pp. 70—71.

15) Gray, *op. cit.*, Vol. 1, p. 348.

16) Foster, W. Z., *The Negro People in American History*, p. 35.

17) Franklin, J. H. *From Slavery to Freedom* p. 58.

18) Gray, *op. cit.*, Vol. 1, p. 354.

南部においては、アフリカ黒人を主たる労働力とし、煙草・米・鹽、なかんずく煙草生産を基礎とする近世植民地奴隸制プランテイション制度が、本格的な發展を開始した。だが、煙草生産は18世紀末を頂點として、次第にその重要性を失いはじめた。すなわち、この世紀の最後の20年間が煙草の黄金時代であって、1790年にはその生産量は、1774年の1億180万ポンドから1億3000万ポンドに上昇し、南部プランテイションの半数以上が煙草生産に従事ないしは依存したが、その輸出額も1791年には459万ドルで、他をひきはなして最高位を占めていた<sup>19)</sup>。

このようにして發達してきた植民地アメリカの奴隸制プランテイション制度は、すでにみたところからもうかがえるように、それじしん互いに矛盾する3つの側面——すなわち古代的・封建的・資本制的な諸要素が交錯してできた、ひとつの經濟組織であった。古代的要素は拘束された不自由な労働力つまり黒人の身體的隸從のなかに、封建的要素は長子相續 *premogeniture* や限定相續 *entails* や免役租 *quitrents* などにもとづくプランテイション大土地所有制のなかに、資本制的因素は煙草などの輸出用商品作物を主とし世界市場を前提とする大規模な資本による經營形態のなかに、はっきりとあらわれている<sup>20)</sup>。これら3つの要素の混成體としての植民地奴隸プランテイション制度の本質的性格は、アメリカのプランテイション制度が存續するかぎりニュアンスの相違こそあれ基本的には變化しないが、しかし、厳密に奴隸制度に立脚した南北戦争までの時期をとってみても、たとえば Milton の言葉<sup>21)</sup>を借りていれば、その性格と役割において、18世紀までのそれはより多く「封建的」或は「莊園的」な奴隸制度 *feudal or monorial slavery* であり、19世紀のそれはすぐれて「商業的」な奴隸制度 *commercial*

slavery であった。すなわち、土地の所有、労働力にたいする搾取、世界市場めあての生産、生産物の取引などのあらゆる點で、より多く資本制的方法が採用されてきたわけである。

そのような移行をたどるまえに、それを基礎的に條件づけたものとしての獨立革命と奴隸制プランテイションの關係を次にみる。

### III 獨立革命と奴隸制度

レーニンは、『アメリカの労働者への手紙』のなかで、1776年の獨立戦争にふれて、それを「稀にみる偉大な・眞に解放的な・眞に革命的な戦争のひとつ<sup>22)</sup>」とよんだが、まことに、それは、本國イギリスの植民地支配という外部からの壓制と植民地における封建的な内部の壓力のいずれにも抗してたたかわれた、植民地人民の民族獨立のためのブルジョア民主主義革命であった。この革命は、第1に、イギリスの植民地支配から國家的獨立と市場とを獲得することによって、その後のアメリカの國家的發展の基礎をきづいた。第2に、それは、植民地内部の封建的土地所有關係をかなりの程度まで廢棄し、國家と教會とを分離して世界最初の成文憲法をもった統一されたひとつの近代的民主共和國をつくりあげた。(オランダ、一時的ではあったが Cromwell 時代のイギリスについて世界で第3番目)。第3に、この革命は、農民や都市の労働者たちの政治的諸權利の實現化のための客觀的諸條件をつくりだした。だが、このような先進的性格にもかかわらず、この革命は南部の黒人奴隸制プランテイション制度を打破することができなかった。アメリカ革命の最大の弱さが、ここにあるといわれる。

自由と平等と民主主義を標榜して、全世界にさきがけておこなわれた獨立戦争が、何故に奴隸制度を廢棄できなかったかという問題は、それじしんきわめて重要な研究テーマであるが、ここではその根本的な理由のひとつが、南部プランターの積極的な革命參加と北部大商人とともにかれらが革命の指導權を掌握したことのなかにあるという

19) Faulkner, *op. cit.*, p. 140, p. 211.

20) 菊地謙一氏はこのような植民地奴隸制プランテイション制度に必須な存立條件として資本・土地・奴隸生産物の市販のつをその基本的標識としてあげている。同氏著『アメリカ奴隸制度と南北戦争』14頁。

21) Milton, G. F., *The Eve of Conflict*, Steven A. Douglas and the *Needless War*, p. 162.

22) Lenin, V. I., *A Letter to American Workers* p. 9.

ことだけを指摘するにとどめておく。

独立革命がもつそのような弱さ = 限界は、植民地における革命的氣運の一頂點であり、同じ年の Paine の *Common Sense*とともに、いわばその具體的な結晶ともいべき 1776 年 7 月 4 日の独立宣言の作成過程に、すでにはっきりと反映されていた。本國イギリスからの独立の宣言というよりは、独立を宣言せざるをえなくなった理由を全世界にむかって表明したこの歴史的文書は、その年の 6 月 11 日に John Adams, Benjamin Franklin, Roger Sherman, Robert R. Livingston らとともに宣言起草委員のひとりに選ばれた Thomas Jefferson によって主として作成された。その Jefferson — かれじしん奴隸所有であった

— のいわゆる “Rough Draft” のなかには、さいしょ、植民地が本國イギリスにたいして何故に叛旗をひるがえさなければならなくなつたかといふ一般的根據をあげたあと、つづいてその具體的理由をイギリス國王の專制的非行を列舉してのべた最後に、國王 George 三世の奴隸貿易を烈しく非難した次のような條項がかきくわえられていた。

「かれ（ジョージ三世）は人間性そのものに反する殘忍な戰争を遂行し、いまだかつてかれに逆ったこともない僻地のひとびとの生命と自由といふ最も神聖な諸權利を侵犯し、かれらを逮捕運搬して西半球の奴隸制度のなかに封じこめてしまうか、或はその途上にて悲惨な死をとげさせた。神を懼れぬこの恥すべき行爲——掠奪戰争こそは、キリスト教徒たる大英帝國の國王によってなされてきた戰争である。人間が賣り買ひされなければならないような市場をあくまでも維持せんとして、この憂うべき取引の禁止ないしは制限を企圖したあらゆる法律の成立を妨害することに、自らの利益のために甘んじてきたのである<sup>23)</sup>。——」

この條項は、のちに Jefferson じしんがその『自敍傳』のなかでのべているように、「奴隸の輸入をこれまでにも決して抑制しようとする意志をもたず、そればかりか今後ともそれをつづけて

23) Dumbauld, E., *The Declaration of Independence and What it Means Today*, p. 146.

ゆこうとした南カロライナとジョージアの氣嫌をそこねないために<sup>24)</sup>」ただちに議會によってその全部が削除されたのであったが、このような南部プランターの主張を強く支持したのは、ニューイングランドの奴隸貿易業者たちであった。かくして基本的人權と人民の主權と人民の革命權を全世界にむかって表明したこの歴史的文書の作成過程で、南部の大プランターは北部大商人の支持をえて、奴隸制否定の一條項を完全に抹殺してしまつたのである。このような南部プランターの寡頭權力と北部商業資本との結びつきは、革命の進展——人民のいっそうの革命化とともにますます強化され、革命後の 1787 年 5 月 25 日にいわゆる連合規約 *Articles of Confederation* を改正して合衆國憲法をつくりあげるために議會が Philadelphia に招集した連邦會議 *Federal Convention* 或は憲法會議 *Constitutional Convention* とよばれている集りでは、かれらが完全に指導權を掌握した。Hacker がのべるところによれば、「ロードアイランドを除いて連邦から 55 人の代表がフィラデルフィアに集つたが、その個人的利害關係と階級的忠誠心にてらしてみれば、かれらはあきらかに第 1 回、第 2 回大陸會議の代辯者たちと異り、高貴の生れのもの、富裕なものの代辯者たちであった。小農民、小商人、都市の職人や労働者たちの利益を代辯するものではなくて、投機業、大商業、製造業、奴隸業、土地賣買業、金貸業の利益を代辯するものであった。たしかに 55 人のうち、たった 2 人だけが小資産家の希望にいくらか同情をもっていたといえるであろう。すなわち、ペンシルヴァニアの老人ベンジャミン・フランクリンとメリーランドのルーサー・マーティンである。ジエファスンはそのときフランスに行って不在であった。ジョージ・ワシントンがこの會議の議長をつとめたが、だれかひとりの人間の考えが審議を支配していたとすれば、それはアレキサンダー・ハミルトンであった<sup>25)</sup>。」そのハミルトンは、「人民！

24) Foner, P. S., *Thomas Jefferson, Selections from His Writings*, pp. 10—11.

25) ハッカー, L. M. 『アメリカ資本主義の勝利』上(中屋, 三浦譯) 243—4 頁。

人民とは大きなければだものである」“The People ! the people is a great beast.”<sup>26)</sup>といつて、極度に民主主義を嫌惡した人物である。度重なる秘密會議のすえに、こうしてようやくできあがった合衆國憲法は、「大衆の犠牲のうえにつくられたふたつの支配階級の利益の妥協<sup>27)</sup>」による產物といわれるが、その「大衆の犠牲」をもっともはっきりしたかたちでうけたのは、廣大な土地を「合衆國に直屬する領土」(第4條第3節第2項)として奪われた75万のインディアンと「奴隸」という文字こそ用いられなかつたが「その他のすべてのひとびと」“all other persons”という表現のもとに下院議員の選出規準において白人1人につき5分の3人と數えられた(いわゆる5分の3條項、第1條第2節第3項)69万の黒人であった。かくて、「入國を適當と認められるひとびとの輸入」は若干の税金さえ支拂えば1808年までは合憲的に保障され(第1條第9節第1項)、アメリカの奴隸制度は憲法によって容認されることになったのである。このことの重要性について、Allenは、或る書物のかきだしを次のような言葉ではじめている。「アメリカ共和國においてはイギリスにたいする革命がそこから第2の革命が成熟してきた政治的外殻をつくりだした。自由な農業と自由な労働にもとづいたひとつの社會が北部に生れたが、一方南部は奴隸を動産とする制度 chattel slavery にもとづいた社會を發展させた。ただひとつの憲法とただひとつの共和國の枠内で北部と南部はそれぞれ異った社會 = 政治制度を生みだしたのである——<sup>28)</sup>。」と。

南部プランターが積極的に革命に參加して北部大商人とともにかれらが革命の指導權を握ったことの重要な結果はこのようなかたちであらわれたが、かれらが革命に參加した理由のひとつには、煙草生産にもとづく南部プランテイション經濟の外見上の華やかさの蔭にあきらかに刻々と深まりつつあったこの制度の内部矛盾が大きく作用して

いた。ここでその間の事情を詳しくのべていろいろではないが、土地の涸渴 soil exhasution と増大する生産費は、煙草の生産をますます經濟的に不利なものにした。増大する生産費の多くは、奴隸價格の値上りによるとされた。18世紀はじめ約25ポンドだった奴隸價格はその世紀の半ばには30~35ポンドに、革命直前には40~50ポンドにもなつた<sup>29)</sup>。さらに煙草が「列舉品目」“enumerated articles”のなかにくみいれられたことは本國イギリスがその市販の獨占をえたことになり、稅收入を目的として課された生産地價格の十數倍にのぼる高率の輸入稅はプランターにますます安い値段で煙草を賣ることを餘儀なくさせた。しかも本國商人がプランターに賣る商品は、ロンドンでの價格の50%以上もするといわれた。けっきょく、プランターはプランテイションや奴隸をかたにイギリス商人から金を借りなければならなかつたが、その金利がまたきわめて高率で貨幣は革命勃發當時、南部植民地では8~10%の利息をもたらした。かくてHackerは『國富論』のなかの「アメリカの輸出貿易ならびに沿岸貿易の大部分は、大英帝國に住んでいる商人の資本によつてなされている——」というアダム・スミスの言葉を援用して、自らもいう。「南部のほとんどすべての商業的・金融的操作はイギリス資本によつて支配されるに至つた。なぜなら、かれらの資金がプランテイション經濟のその日その日の存續を可能ならしめていたからである<sup>30)</sup>——」と。

Jeffersonの推定によれば、革命直前にVirginiaのプランターだけで負債はおよそ200万ポンド、また植民地全體の負債500万ポンドのうち少くともその6分の5が南部プランターたちのものであった<sup>31)</sup>。その金利だけでも龐大な額にのぼる。Jeffersonはいみじくも「負債はプランターハたちによって代々うけつがれるようになり、このためかれらプランターたちはロンドンの商館付属の一種の財産であった<sup>32)</sup>」といったが、しかもな

26) Parrington, V. M., *Main Currents in American Thought*, p. 300.

27) Foster, *op. cit.*, p. 51.

28) Aller, J. S., *Reconstruction, The Battle for Democracy*, p. 17.

29) Morais, H. M., *The Struggle for American Freedom*, p. 95.

30) ハッカー、上掲書、170頁。

31) 同、174頁。

お南部のプランターがプランテイション經濟に固執したのは煙草という單一栽培 monoculture で容易に他に轉換できない事情もあったが、取得されうる廣大な土地が西方に存在していたためであり、この土地を大プランターたちは投機めあてに買占めることができたからである。たとえば當時 William Byrd は 10 萬エーカー、 Robert Carter は 30 萬エーカーという龐大な土地をもっていた<sup>32)</sup>。こうして、大プランターは中小プランターを中少プランターは小農民や開拓農民を壓迫することによって、かれらの犠牲を他に轉化しようとしたことはいうまでもない。奴隸制プランテイション經濟の犠牲は、ただ黒人奴隸や白人年期奴隸ばかりではなかったのである。

#### IV 新らたなる發展——南部の棉花王國とその矛盾

いま、わたくしは、獨立革命の限界ないしは弱さという點にふれたが、しかし、このことは、この革命のもつ先進的性格や革命的性格を否定するものでは毛頭ない。否むしろ、そこにこそ、この革命のもつ二面性のひとつ——すでにのべたように、内部矛盾すなわち國內の寡頭權力にたいする民衆のたたかいが、よりはっきりしたかたちであらわされていたといえる。というのは、北部大商人と南部大プランターとの同盟つまり妥協は、なによりもます、これと對立する一大勢力——中小プランターをふくむところの當時の社會で壓倒的多數をなしていた農民や都市の勞働者、職人などの民主的革命勢力を豫定していたばかりか、かれらの側から絶えず強力な抵抗をうけなければならなかつたからである。このときから、革命は、いっそうはっきりと國內的階級鬭争の場にうけつがれた。その激しさを示すかのように、一方の力は、奴隸制の容認を連邦憲法のなかにかきとどめたのち、1793 年には逃亡奴隸取締法 Fugitive Slave Act を、さらに John Adams 大統領時代の 1798 年には外國人取締法 Alien and Sedition Act を

32) Hardy, J. *The First American Revolution*, p. 43.

33) Morais, *op. cit.*, p. 95.

成立させたが、他方これと對立するもうひとつの力は、1777 年には當時まだ連邦の一州にはなっていなかったが Vermont (1791 年に連邦加盟) で奴隸制を禁止したのをかわきりに、漸次北部における奴隸制を廢止し (Mass. と Penn. は 1780 年、R. I. と Conn. は 1784 年、N. Y. は 1799 年、N. J. は 1804 年)、さらに 1787 年の北西部條令 Northwest Ordinance では北西部に奴隸制を禁止し、1800 年の大統領選舉では第 3 代大統領に Jefferson を當選せしめて Jeffersonian Democracy のたかまりをみせ、つづいて 1807 年にはイギリスとともに國際奴隸貿易を禁止する法律を議會に制定させた (1808 年發效)。

このような事情のもとで、革命中から革命後にかけて、この國の奴隸制度は、さきにみた煙草プランテイション經濟のゆきずまりとも大きく絡まりあいつつ、さらにその他の條件たとえば白人勞働者のなかにみられた黒人にたいする排外主義 chauvinism なども手傳って、次第に衰退のきざしをみせつつあった。Jefferson や Washington などの革命の父祖たちが、奴隸制度がやがて自然に經濟的に消滅するであろうと考え、そう期待したのも理由がないわけではなかった。だが、歴史は、かれらの希望どおりには進まなかつた。かれらの良心的な期待は結果においてはかない自己慰安ないしは自己辯明におわることになった。イギリスにおける產業革命の飛躍的な發展——急激な棉花の需要とこれにこたえるアメリカ側の技術的措置——1793 年の Eli Whitney の棉縫機 cotton gin の發明ならびに從來の長纖維の海島棉 Sea Islands cotton にかわる短纖維の高地棉 Upland cotton の導入が事態を一變させたからである。かくて、アメリカ南部の奴隸制プランテイション制度は 19 世紀のはじまりとともに、嗜好品であるかつての煙草にかわって (煙草生産は 19 世紀の前半ほとんど横ばいの状態で南北戦争直前頃になって復活してきた)、工業用原料である棉花を主たる生産的基礎に、さらにこの頃新らたに導入された砂糖を加えて、これまでとは比較にならないほどの大規模な發展をとげることになった。

そこから、Old South にかわって、もうひとつ

の南部が生れる。棉花王國 Cotton Kingdom は Tide Water Region から Lower South へのひろがりのなかに自らを出現させた。そして、1830 年代には、ほぼ今日みられる棉作地帶 Cotton Belt、したがってまた黒人地帶 Black Belt がはっきりと確立されたのである。以下の各表が、このことを如實にものがたっている。

1790 年から 1861 年までのあいだに、アメリカの棉花生産量は急激に増加した（第 3 表）。それとともに棉花の輸出量や輸出額（主としてイギリス向け）も著しく増加し、1810 年にはアメリカの総生産物輸出額の 22% であったのが 1860 年には 57% にまで上昇した（第 4 表）。プランテーション経済における棉花の支配的優位は、1850 年において

第 3 表 棉花生産量（1790 年～1860 年）  
(500-pound bales)

1790..... 3,185	1830..... 731,452
1795..... 16,719	1835..... 1,060,711
1800..... 73,145	1840..... 1,804,232
1805..... 146,290	1845..... 1,804,223
1810..... 177,638	1850..... 2,133,851
1815..... 208,986	1855..... 3,217,417
1820..... 334,378	1860..... 3,837,402
1825..... 532,915	1861..... 4,485,893

Gray, *op. cit.*, Vol. 2, p. 1026

第 4 表 棉花輸出量・輸出額と総生産物輸出額

(1800 年～1860 年)

	棉花輸出量(ボンド)	棉花輸出額(ドル)	総生産物輸出額(ドル)
1800	17,789,803	5,000,000	70,971,780
1810	93,261,462	15,108,000	56,757,970
1820	127,860,152	22,308,667	69,691,669
1830	298,459,102	29,674,883	71,670,735
1840	743,941,061	63,870,307	123,668,932
1850	635,381,604	71,984,616	144,375,726
1860	1,767,686,338	191,806,555	333,576,057

Carman H. J., *Social and Economic History of the U. S.*, Vol. 2, p. 453.

南部プランテーション總數 101,335 のうち 70% 以上の 74,031 が棉花生産に從事していたことからもはっきりとうかがうことができる（第 5 表）。一方、（第 6 表の示す通り）奴隸數もアメリカ全體で 1800 年に 893,602 人であったのが 1860 年には 3,953,760 人と増加（1800 年の 331%）したが、Old South

第 5 表 1850 年における

プランテーション數の種類別内別

棉花	74,031 (5 bales 以上の生産)
甘蔗	2,681
米	551 (2 萬 pounds 以上の生産)
煙草	15,745 (3 千 pounds 以上の生産)
麻	8,327
計	101,335

Gray, *op. cit.*, vol. 1, p. 529.

第 6 表 19世紀前半における黒人奴隸數と白人人口

	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	
全人口	5,308,483	7,239,891	9,633,822	12,866,020	17,059,453	23,191,876	31,443,321	
白人	4,306,446	5,862,083	7,862,116	10,537,378	14,195,805	19,553,068	26,991,491	
黒人	1,002,037	1,377,808	1,771,656	2,328,642	2,873,648	3,638,808	4,441,830	
自由黒人	108,435	186,446	233,634	319,599	386,293	434,495	488,070	
黒人奴隸	893,602	1,191,362	1,538,022	2,009,043	2,487,355	3,204,313	3,953,760	
1810 年 ÷ 100 トスル(全人口)			129.1	168.6	208.8	269.0	331.9	
黒人城 人域 奴隸別	New England Middle States Southern States Added area	1,339 41,184 847,281 3,798	418 30,840 1,090,852 69,252	145 22,365 1,319,208 196,304	48 6,024 1,571,033 431,938	23 3,347 1,605,735 878,250	..... 2,526 1,840,044 1,361,743	..... 1,816 1,973,986 1,977,958
黒人奴隸 (州別)	Md. Va. N.C. 計 1810 年 ÷ 100 トスル	107,707 339,796 133,296 580,799	115,056 383,521 168,824 667,401	111,917 411,886 204,917 728,720	107,499 453,698 245,601 806,798	93,057 431,873 245,817 770,747	94,055 452,028 288,548 834,631	90,374 472,494 331,059 893,927
	Ala. Liss. Ma. Ark. 計 1810 年 ÷ 100 トスル	794 2,995 ..... ..... 3,789	2,565 14,523 34,660 136 51,884	41,879 32,814 69,064 1,617 145,374	117,549 65,659 109,588 4,576 297,372	253,532 195,211 168,452 19,935 637,180	342,844 309,878 244,809 47,100 944,631	435,080 436,631 331,726 111,115 1,314,552
				280.2	573.1	1,228.0	1,820.7	2,533.6

A Century of Population Growth in the U. S. 1790～1900, p. 113; Historical Statistics of the U. S. 1789～1945, p. 25, p. 27,

より作成

と比べて Lower South の増加率が比較にならぬほど高率であることは、棉花王國がすぐれて低南部の奴隸制度を基礎にして展開されたことをもののがたっている。Old South 中の 3 州 Maryland と Virginia と North Carolina の奴隸総数は 1860 年には 1810 年の 134% であったのに、Lower South の中心地 Alabama, Mississippi, Louisiana, Arkansas のそれはじつに 2,534 % であった。奴隸ばかりではなくこの時期に西南部の人口は著しい増加を示した。これは西方へ人口が吸收されていったからである。とくに Alabama, Mississippi 兩州にさとうした（第 7 表）。かくて 1850 年には、Virginia で生れたひとびとのうち 38 万 8 千人が、Maryland で生れたひとびとのうち 12 万 8 千人が出生州には住んでおらず<sup>34)</sup>、1860 年には Georgia で生れた 100 万人のうち 40 万人が、

第 7 表 Alabama-Mississippi 州の人口 (1810 年～1860 年)

(1000 人)

1810 年	40
1820	200
1830	445
1840	965
1850	1,377
1860	1,660

Phillips, U. B., *American Negro Slavery*, p. 171

South Carolina では 47 万人のうち 19 万 3 千人がよその州に去った<sup>35)</sup>。こうして、1860 年において州別棉花生産量の上位 8 州のうち 2 州だけが Old South に属していた（第 8 表）。

第 8 表 1850 年と 1860 年における  
州別棉花生産量と順位 (500-pound bales)

	1850 年	1860 年	
Ala.	564,429	1	997,978
Ga.	499,091	2	701,840
Miss.	484,292	3	1,195,699
S. C.	300,901	4	353,413
Tenn.	194,532	5	227,450
La.	178,737	6	722,218
Ark.	65,344	7	367,485
Tex.	58,072	8	405,100

Lippincott, L., *Economic Development of the U. S.*, p. 157.

だが、かくも大發展をとげた南部の棉花生産プランテイション制度は、當初からなんらの矛盾も

34) Phillips, *op. cit.*, p. 171.35) Foster, *op. cit.*, p. 78.

なしにおこなわれたのではなく、むしろその發展じたいがこの制度に固有な内的矛盾の擴大でもあった。それは、Nevins の圖式的な表現をかりるならば、「いっそう多くの奴隸と土地を買うための、いっそう多くの棉花をつくるために、いっそう多くの奴隸と土地を買う<sup>36)</sup>」という惡循環を法則的にくりかえしながら、「古い地方の土地の地力を疲弊せしめ、また利用できる勞働力を涸渇させることによって、その地方を生産的に無能力にしていった<sup>37)</sup>」のである。マルクスは、南北戰爭勃發後まもなく 1861 年 10 月 25 日にウィーンの『プレッセ』紙に掲載した「北アメリカの内戦」と題する論文の中で、このような奴隸制プランテイション制度の生存法則をみごとに定式化して次のように述べた。「奴隸諸州にとって、そのふるい限界をこえて領土をたえず擴大し、奴隸制をたえず擴張することはその生存法則である。奴隸によっておこなわれる南部の輸出品——棉花、煙草、砂糖その他——の栽培は、奴隸の大集團によって、大規模に、そして簡単な勞働だけしか必要としないような自然的に肥沃な土地でおこなわれるかぎりでだけ、ひきあうのである。——」植民地時代における奴隸制プランテイション制度の性格は、基本的にはここでもうけつがれながら、そのいっそうの高度化＝商業化とともに、ますます、粗放性と侵略性とをあらわにする。すでにみた Old South から Lower South さらには Southwest への奴隸制の擴大は、まさにこのようなプランテイション經濟の法則に支えられていた。前世紀以來の煙草の單一栽培で地力の著しく衰えた Maryland や Virginia などは、Lower South の諸州に奴隸を輸出するための奴隸養育州 slave-breeding states にかわってしまった。南北戰争が近づくにつれて South Carolina も部分的にそのような變貌をとげていったのである。

このように、奴隸制プランテイション制度の生産的基礎は、なによりも奴隸と土地であった。次の表は、當時 Mississippi 地方で高地棉の生産に從事する大プランテイションの設立投下資本の内

36) Nevins, A., *Ordeal of the Union*, p. 487.

37) ハッカー、上掲書、下巻 112 頁。

別である（第9表）。ここでも，“Hand”と“Acre”的問題は、プランテイション制度の向背を左右する決定的要因であることがわかる。山本幹雄氏は、

第9表

		(ドル)
奴隸	隸	48,000
土地	地	41,000
農機具	具	1,500
役畜	畜	4,400
投下資本總額		96,400

Gray, *op. cit.* Vol. 1, p. 542. 奴隸は120人で1人平均40ドル。土地は耕地1,000エーカーと森林600エーカーで、1エーカー當り前者が35ドル、後者が10ドル。農機具は隼、鋤600ドル、荷車4臺400ドル、棉織機とその建物500ドル。役畜は驢馬、馬30頭と牛、羊、山羊等若干。

「南北戦争前夜のいわゆる棉花王國について」と題する貴重な論文のなかで、この視點から、GrayやPhillipsやHackerなどの研究をてがかりに、ante-bellumの棉花生産プランテイション制度を追求し、棉花王國の繁栄が、外形のはなやかさにもかかわらず、内戦勃發の前夜において、はっきりと経済的障壁にぶつかってしまいその収益性を奪いとられて、自ら經濟法則的に崩壊せざるをえなくなった實情を具體的に展開しながら、Beardが『アメリカ文明の興起』のなかでのべている「第二次アメリカ革命は、一方では奴隸所有アリストクラシーの經濟的基礎を崩壊せしめつつ、他方<sup>38)</sup>——」との言葉に對置して、「かくて南部棉花Plantation Régimeの經濟史は、ビアードのたしかな表現にもかかわらず、第二次アメリカ革命を前にしてその終章をえがいたようにおもわれる<sup>39)</sup>。——」と示唆される。山本氏のこの文學的な表現には微妙なニュアンスがこめられているようではあるが、しかしこのような定式化から南北戦争の革命的意義を期待することは殆んど困難であり、そこには歴史の理論構成のうえでかなり大きい問題が検討の餘地を残しているようにおもわれる。歴史において法則はそれじしんでひとり歩きはしないし、またそれだけで生きた歴史を構成するものではない。わたくしは、山本氏が展開された南部棉花生産プランテイション制度のゆきす

まり（とりわけ1850年代における）を、その限りにおいて、殆んど全面的に認めかつ數えられながら、しかし、たとえあのようななかたち、あのような程度においてさえ——というには、南北戦争が南部のプランテイション制度をどこまで廢棄したかは、それじしん別個の重要な論題であり、この點で、わたくしは、Beardの定式化も全面的かつ無條件的に肯定するものではないからである——19世紀前半のアメリカ奴隸制プランテイション制度が崩壊するためには、どうしても第二の「革命」が必要であったとおもう。そればかりではなく、山本氏が指摘される南北戦争の接近とともに、よりあらわになってきた棉花生産プランテイション制度の内的矛盾そのものが、じつはこの矛盾をもっともきびしくうけた側からの強力な抵抗によって、いっそう深化され倍化されていたのではないかろうか。棉花生産プランテイション制度のゆきすまりを、經營者としてのプランター——しかも典型的な大プランターを例にとって——その収益性の縮小というディメンジョンで把えることは、たしかにこの制度のもつ深まりつつある矛盾のひとつを把えることにはなっても、しかしそれは矛盾のすべてではない。むしろ、そこにあらわれた矛盾を大プランターが強力的に克服しようとするしかたのなかに、直接的にはプランター→奴隸監督→奴隸、間接的には大プランター→中小プランター→小農民→白人貧農というふうに、下へ下へとおしさげられてゆく矛盾の擴大、すなわちこの制度を全體的に支配する矛盾をみるのである。

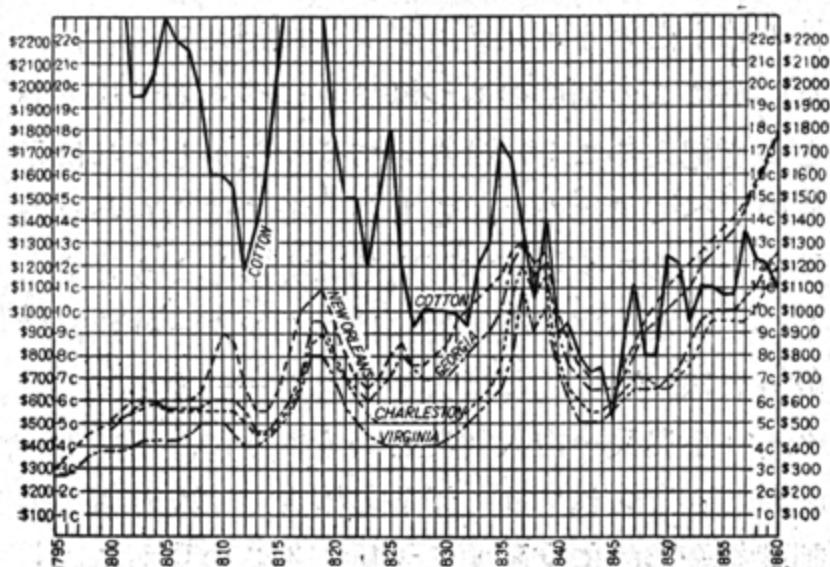
“Acre”的問題は、19世紀前半のアメリカの領土的膨張の歴史が示すように、絶えざる新らたなる土地への侵入というかたちで處理された。1803年のルイジアナ購入、1819年のフロリダ侵入、1820年のミズーリの妥協につづく數々のできごとがそれである。そのたびごとに侵入を阻止する強力な抵抗に遭遇したが、「ヴァージニア王朝」の名のもとに國の政治権力を握っていたプランター寡頭権力は、自らの膨張政策を強行した。まことに、マルクスがいうように「奴隸主の権力が北部の民主黨と手をにぎってますます連邦を悪用してきた」ということは、いわば19世紀はじめ以来の合衆

38) Beard, C. A. & Mary, *The Rise of American Civilization*, p. 166.

39) 『西洋史學』Vol. XVIII, 1953年7月號, 24頁。

國の歴史の一般公式であった<sup>40)</sup>」のである。

棉花生産に適する地域が無限に擴がっていたとすれば、或は“Acre”的問題はそれほど深刻化しなくてすんだかもしだね。だが、その矛盾が漸く表面にあらわれかけた頃、南部の棉花生産プランテイション制度は、よりきびしく“Hand”的側から強力な抵抗をうけることになったのである。すなわち、すでにみたような飛躍的に増大する棉花生産のもので、棉花市場の需供關係に起因する棉花價格の傾向的値下りにもかかわらず、奴隸數の相對的不足——奴隸數の絕對的增加はすでにみた。國際奴隸貿易が禁止された1808年から30年までに、約11萬人の奴隸が密輸入されたといわれる。——から奴隸價格は著しい値上りをみせたからである。奴隸價格の値上りについては若干の數字があるが、とくに棉花價格と奴隸價格の相互關係をえがいた Phillips のグラフはほかでもよく利用されるが（たとえば Carman の前掲書）、ここでも借用させていただくことにする。



Phillips, U. B., *American Negro Slavery*, p. 370.1) ——はニューヨークにおける棉花價格 2) ——、——、——、——はニューオーリンズ、ジョージア、チャールストン、ヴァージニアにおける何れも不熟練、強健な少壯男子の異人奴隸價格。

この圖の示すところは明瞭である。わたくしは、ただ、そのような矛盾がはっきりとあらわれはじめたのが1830年代であったということだけを指摘しておく。じっさい、アメリカ最初の資本制恐慌といわれる1819年の恐慌の頃から、棉花價格は急速に下落しはじめて、たとえば1818年と1832年を比較すると次のようになる（第10表）。すなわち棉花の生産量は3倍に輸出量は3倍半にふえた

40) 『アメリカ問題』マル・エン選集、5頁。

のに輸出額は同じであった。プランター寡頭權力

第10表 1818年と1832年の

棉花の生産量・輸出量・輸出額

	生産量 (1000ペール)	輸出量 (1000ペール)	輸出額 (1000ドル)
1818年	260	188	31,300
1832年	810	644	31,710
1818年ヲ 100トスル	311.6	342.5	101.3

の強力な反動攻勢が、Jackson 時代の民主主義運動とからみあいながら1830年前後から著しくなったという事實は、これらの事情を反映している。

さいしょにのべたように abolitionist movement は、この Jacksonian Democracy の一側面であって、そこにみられる他の側面——例えば西部の農民運動や東部の労働運動、また空想的社會主義運動など——にくらべてきわだつ戰闘性と非妥協性は、まさに奴隸制プランテイション制度の矛盾を累積的かつ集中的にうけていた最下層の奴隸の苛酷さと慘めさとに照應する。ここにアメリカ南部の奴隸制プランテイション制度の矛盾を分析する方法として、最下層の奴隸の苛酷さを自ら克服しようとしたかれらじしんのいろいろの抵抗運動——その最高形態は奴隸の武装蜂起ないしは暴動である——というディメンジョンでこの制度の矛盾を追求するというひとつの重要な觀點がでてくる。1820年代から30年代にかけての奴隸の抵抗運動の意義については Aptheker の研究にくわしい<sup>41)</sup>。

1831年の Willam Lloyd Garrison の『解放者』 *Liberator* の發刊にはじまり、33年に設立されたアメリカ奴隸制反対協會 American Anti-Slavery Society を軸として廣汎に展開されたアメリカの奴隸制廢止運動は、以上みてきたようなこの國の奴隸制プランテイション制度の變容 = 發展を基礎的的前提として、さらにその他の諸條件——たとえばハイチの奴隸革命の成功やフランス革命の影響、また西印度諸島におけるイギリスの奴隸解放など——に刺戟されて、それらが相互にからまりあいつつ Jacksonian Democracy のたかまりの一側面としておこってきたものであった。

41) Aptheker, H., *American Negro Slave Revolts* をはじめとする諸著作。